

津市消防章に関する規程

平成 1 8 年 1 月 1 日消防本部訓第 1 号

改正 平成 2 2 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市消防章（以下「消防章」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構図)

第 2 条 消防章の構図は、別表第 1 のとおりとする。

(製図の方法)

第 3 条 消防章の製図の方法は、別表第 2 のとおりとする。

(使用)

第 4 条 消防章を使用しようとするときは、消防長の承認を得るものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

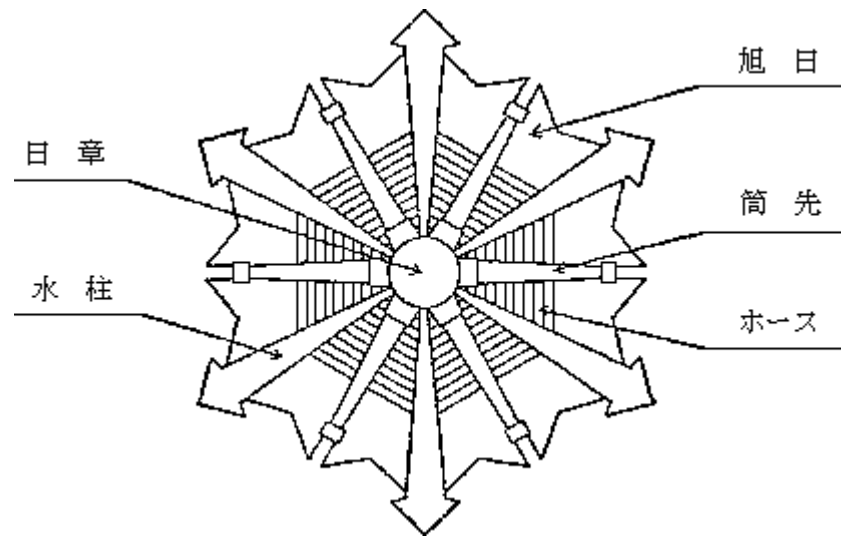
附 則

この訓は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

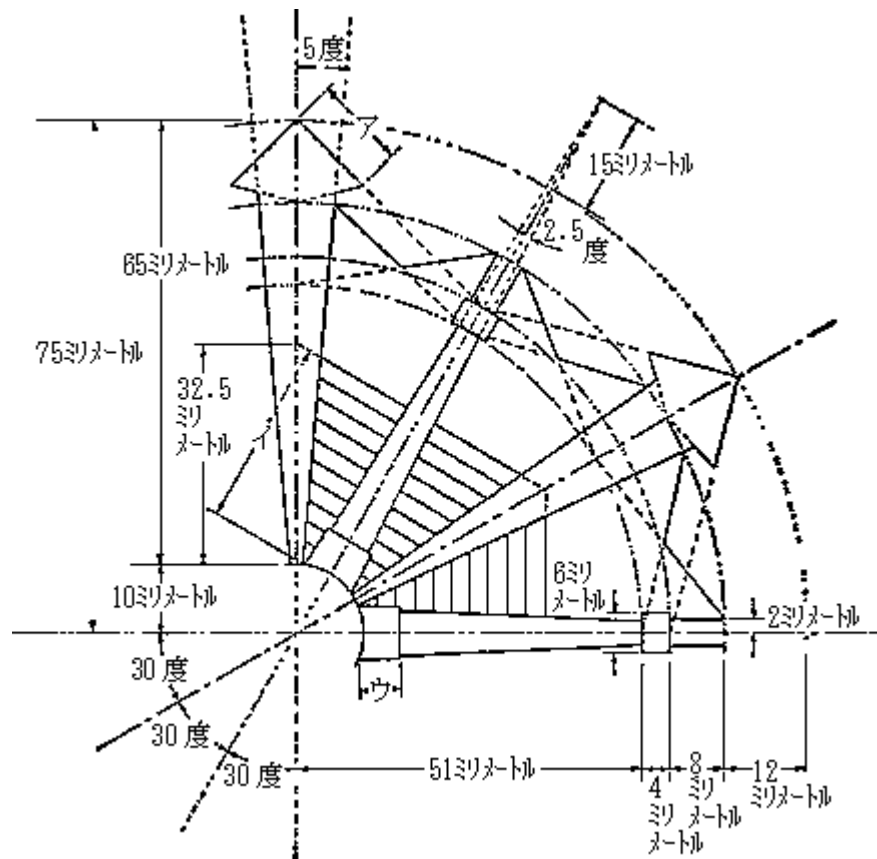
この訓は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）



備考 この構図は、旭日を基礎として、これに日章を中心に筒先、ホース及び筒先から放出する水柱を配して図案化したものである。

別表第 2（第 3 条関係）



備考

- (1) 上図は、消防章の直径を 150 ミリメートルとしたときの方法である。
- (2) アは、消防章の直径の $\frac{1}{11}$ に相当する長さとする。
- (3) ホースの幅は、イの $\frac{1}{10}$ に相当する長さとする。
- (4) ウは、イの $\frac{1}{5}$ に相当する長さより少し長くする。